

2011年12月9日

ご投資者の皆さまへ

ピクテ投信投資顧問株式会社

**「ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株(愛称:ピクテ IF ブラジル株)」の
追加設定時信託財産留保額の料率変更に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ブラジル政府は2011年12月1日に、同日以降の特定の証券投資に関連する外国為替取引を対象に、金融取引税を引き下げることが発表しました。これにより、同国の株式購入に伴う外国為替取引に対する金融取引税は従前の2%から0%に引き下げられることになりました。

この金融取引税変更を受けて、同国の株式に投資する「ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株(愛称:ピクテ IF ブラジル株)」では、2011年12月22日の申込受付分より追加設定時信託財産留保額の算出に適用する料率を従前の2.6%から0.6%に引き下げることに決定いたしました。変更の詳細は下記をご参照ください。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド:ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株(愛称:ピクテ IF ブラジル株)

2. 変更内容:

追加設定時信託財産留保額の算出に適用する料率を以下のとおりに変更します。

変更前	変更後
2.6%	0.6%

料率は今後も変更となる場合がありますが、金融取引税率の変更時と同時期に変更となるものではありません。

解約時信託財産留保額に係る料率は0.6%のまま変更ありません。本件変更後は追加設定時・解約時いずれの信託財産留保額も0.6%の料率が適用されます。

追加設定時信託財産留保額および解約時信託財産留保額に係る料率は、株式の取引手数料や為替手数料などの費用および金融取引税等を考慮して決定いたします。

3. 変更日:2011年12月22日付で変更、同日の申込受付分(約定日は2011年12月26日)より適用

以上

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株 愛称:ピクテIFブラジル株

追加型投信/海外/株式/インデックス型

投資リスク

「基準価額の変動要因」

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。

したがって、**投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	ファンドが実質的な投資対象国とするブラジルを含む新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

「その他の留意点」

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。ファンドではブラジル株式への投資に伴う為替取引に対して課される金融取引税を考慮して追加設定時信託財産留保額を設けていますが、当該金融取引税率と追加設定時信託財産留保額との差異の状況により基準価額を下落させる要因となる場合があります。

手続・手数料等

「お申込みメモ」

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額を加算した価額(販売基準価額)とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	サンパウロ証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成22年5月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年1月、7月の各25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「ファンドの費用」

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
追加設定時 信託財産留保額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.6% の率を乗じて得た額とします。 設定に伴う株式の買付手数料等の費用およびブラジル株式への投資に伴う為替取引に課される金融取引税等を考慮して委託会社が定めます。料率は今後変更される場合があります。
解約時 信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.6% の率を乗じて得た額とします。 解約に伴う株式の売却手数料等の費用等を考慮して委託会社が定めます。料率は今後変更される場合があります。

(注)上記「追加設定時信託財産留保額」は、本件の変更により2011年12月22日以降の申込受付分については2.6%ではなく0.6%となります。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株 愛称:ピクテIFブラジル株

追加型投信/海外/株式/インデックス型

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.945% (税抜0.9%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 【運用管理費用(信託報酬)の配分】					
	<table border="1"> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td>年率0.5565%(税抜0.53%)</td> <td>年率0.3465%(税抜0.33%)</td> <td>年率0.042%(税抜0.04%)</td> </tr> </table> <p>なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.5565%(税抜0.53%)	年率0.3465%(税抜0.33%)
委託会社	販売会社	受託会社				
年率0.5565%(税抜0.53%)	年率0.3465%(税抜0.33%)	年率0.042%(税抜0.04%)				
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.0525% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。					

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税	配当所得として課税
	および地方税	普通分配金に対して 10%
換金(解約)時 および償還時	所得税	譲渡所得として課税
	および地方税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

上記は、平成23年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関するお問い合わせ先	ピクテ投信投資顧問株式会社	【電話番号】0120-56-1805 受付時間:営業日の午前9時～午後5時 【ホームページ】 http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】
-----------------	---------------	--

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会:社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管および管理を行う者) <再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社>
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(マザーファンドの株式等の運用指図を行う者)
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券 業協会	社団法人日 本証券投資 顧問業協会	社団法人金 融先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号		

当資料をご利用にあたっての注意事項等

当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中に示された意見等は、作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。